

霊山立山魅力発信動画コンテンツ制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

霊山立山の文化・歴史の価値・魅力を発信し、立山エリアにおいて、文化資源の魅力に触れ、文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光）を推進し、観光誘客を促進するため、立山博物館 YouTube チャンネルでの公開等立山博物館の PR に用いる動画コンテンツを制作するもの。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

霊山立山魅力発信動画コンテンツ制作業務

(2) 業務内容

別紙業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

(4) 委託上限額

1,763,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※ 上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 委託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を決定する。

4 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、企画提案書提出期限までに富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (3) 対面又はオンラインにより行う打合せに常時参加できる体制を整えていること。
- (4) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められる者。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつ

て、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められる者。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった者。

ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定した者。

ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定した者（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定した者。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書＜様式第3号＞により提出すること。

電話及び口頭による質問は受け付けない。

（1）提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

（2）提出先 富山県生活環境文化部文化振興室（連絡先は、「12 提出・問い合わせ先」を参照）

（3）質問受付期限 令和7年4月21日（月）17時まで

（4）回答質問に対する回答は、令和7年4月24日（木）までに、富山県のホームページ「公募型プロポーザル」ページに掲載する。

（5）その他以下の質問については、受け付けない。

- ・評価基準の配点に関する質問
- ・他の応募者に関する質問
- ・審査員に関する質問
- ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

6 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

（1）提出書類 プロポーザル参加申込書＜様式第1号＞

（2）提出期限 令和7年4月21日（月）17時（必着）

（3）提出先 富山県生活環境文化部文化振興室（連絡先は、「12 提出・問い合わせ先」を参照）

（4）提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

（5）その他事情により参加を辞退する場合は、令和7年4月28日（月）17時までに辞退届＜任意様式＞をメールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

下記①から⑤までの書類を企画提案書として提出すること。

①企画提案書<任意様式> (PDF形式のファイルで提出すること。)

- ・別紙業務委託仕様書を参照のうえ、提案すること。
- ・立山博物館YouTubeチャンネル (https://www.youtube.com/channel/UC2yCkgjKV2kr_frcC_Hk0-g) において過去に配信した動画を参考に以下の点を踏まえ提案すること。

ア 霊山立山の文化・歴史の価値・魅力を発信し、立山エリアにおける文化観光を推進し、観光誘客の促進につなげる内容とすること。

イ 立山黒部アルペンルート内及び山麓のホテルや山荘の宿泊者を主な対象に、宿泊の際などの夜間等隙間時間の視聴を狙った内容とすること。

ウ 立山博物館への来館を促す内容とすること。

- ・本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託額の範囲内であれば、独自企画として実施項目を追加して差し支えない。

②会社概要<様式第2号> (PDF形式のファイルで提出すること。)

③経費見積書<任意様式> (PDF形式のファイルで提出すること。)

- ・仕様書に記載されている業務を行うために必要な経費を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成すること。
- ・プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算出した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。(円未満切捨て)

④委託業務実施体制<任意様式>

- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制(再委託先等を含む)など
- ・過去に実施した同種又は類似企画の実績

⑤その他参考となる書類

- ・会社概要又は会社概要パンフレット等

(2) 提出期限 令和7年4月28日(月)17時(必着)

(3) 提出先 富山県生活環境文化部文化振興室(連絡先は、「12 提出・問い合わせ先」を参照)

(4) 提出方法 メールにて提出し、提出した旨を電話にて連絡すること。

(5) 経費負担 企画提案書の作成等の応募に要する一切の経費は事業者負担とする。

8 審査方法等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査(書面審査)を行い、委託候補者を選定する。提案者が1者の場合であっても、審査を実施するが、この場合は、評価基準点(60点以上)を満たしているかどうかで選定の可否を決定する。

企画提案書等の内容について疑義がある場合は、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで質問を行うことがある。

審査結果については、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知を行う。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

9 契約の締結

選定された委託候補者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議を含むものとする。協議が不調のときには、次点の者から順に契約の締結の協議を行うものとする。

なお、受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができる。

10 その他留意事項

(1) 提案は、参加者1者につき1案とする。

(2) 次に掲げる場合については提案を無効とする。

- ・本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合
- ・プロポーザル参加の要件を満たしていない場合
- ・提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ・他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合
- ・複数の提案書を提出した場合
- ・審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・この他の他本実施要領に違反する行為があった場合

(3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。

(4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。

(5) 委託先に選定された提案者の企画提案書及び委託業務により作成した成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。

(6) 審査結果については、採用・不採用に関わらず、後日、電子メールにて通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表する。なお、選定の経緯、選定理由等に関する問合せには一切応じない。

(7) 委託候補者と富山県は、企画提案の内容に基づき、具体的な仕様を協議し調整が整った場合に契約を締結するものであり、本プロポーザルで提出された見積金額による契約締結を確約するものではない。

(8) 当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意すること。

11 今後のスケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) プロポーザル質問書提出期限 | 令和7年4月21日(月)17時 |
| (2) プロポーザル参加申込み期限 | 令和7年4月21日(月)17時 |
| (3) プロポーザル参加辞退届提出期限 | 令和7年4月28日(月)17時 |
| (4) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 令和7年4月28日(月)17時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和7年4月下旬～5月上旬 |
| (6) 契約締結 | 令和7年5月上旬～中旬 |

12 提出・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県生活環境文化部文化振興室

T E L : 076-444-3436 (直通)

F A X : 076-444-4438

E-mail : abunkashinko@pref.toyama.lg.jp